

那 霸 市 公 報

第 1 6 1 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市道路線の供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 1223
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1226
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1227
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1228
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 1229
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1230
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1231
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について（保護管理課）…………… 1232
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）…………… 1233
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について（保護管理課）…………… 1234

◇ 公 告 ◇

| | |
|----------------------------------|------|
| ○都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) | 1235 |
| ○住民票の職権消除の公示について (市民課) | 1236 |

◇上下水道局告示◇

| | |
|----------------------------------|------|
| ○那覇市排水設備指定工事店の異動について..... | 1237 |
| ○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について..... | 1238 |

告 示

那覇市告示第 266 号

平成 25 年 12 月 16 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、市道の路線を次のように供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 供用開始する路線

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 終 点 | 延長 m | 幅員 m | 備考 |
|----------|-------|--------------------------|---------|---------------|------|
| 66 | 石嶺団地線 | 首里石嶺町4-1-2 首里石嶺町4-9-5 | 276.0 | 19.5 ~22.5 | 一部区間 |
| 2344 | 前田石嶺線 | 浦添市字前田1254 首里石嶺町4-335 | 1020.0 | 17.0 ~20.0 | |

市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 275 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称 | 開 設 者 | 指 定 年 月 日 |
|----------------------|-------------|-------------------|
| 所 在 地 | | |
| 薬志堂薬局 田原店 | 有限会社 薬志堂 | 平成 25 年 10 月 1 日 |
| 那覇市田原 3 丁目 8 番 9 号 | | |
| くがに薬局 おもろまち店 | 嘉手川 育子 | 平成 25 年 10 月 15 日 |
| 那覇市安謝 1 丁目 10 番 30 号 | スカイエスト 1 階 | |
| ひまわり薬局 那覇店 | 株式会社ファーマみらい | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 那覇市安里 1 丁目 7 番 6 号 | 玉井飼料ビル 1 階 | |
| ひまわり薬局 大道店 | 株式会社ファーマみらい | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 那覇市字大道 128 番地 | | |
| ひまわり薬局 天久店 | 株式会社ファーマみらい | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 那覇市字天久 910 番地 | | |
| まつお虹薬局 | 株式会社 沖縄健康企画 | 平成 25 年 12 月 4 日 |
| 那覇市樋川 1 丁目 4 番 8 号 | 赤嶺ビル 1 階 | |

那覇市告示第 276 号
平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| | 名 称 | 変更年月日 |
|------|------------------------|------------------|
| 変更事項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| | なはクリニック | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 名 称 | なはクリニック (クリニックまつやま) | |

那覇市告示第 277 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称 | 廃止年月日 |
|-------------------------------|-------------------|
| 所 在 地 | |
| ていだ薬局 田原店 | 平成 25 年 10 月 1 日 |
| 那覇市田原 3 丁目 8 番 9 号 | |
| くがに薬局 おもろまち店 | 平成 25 年 10 月 15 日 |
| 那覇市安謝 1 丁目 10 番 2 号 | |
| ひまわり薬局 那覇店 | 平成 25 年 10 月 31 日 |
| 那覇市安里 1 丁目 7 番 6 号 玉井飼料ビル 1 階 | |
| ひまわり薬局 大道店 | 平成 25 年 10 月 31 日 |
| 那覇市字大道 128 番地 | |
| ひまわり薬局 天久店 | 平成 25 年 10 月 31 日 |
| 那覇市字天久 910 番地 | |
| まつおTCクリニック | 平成 25 年 12 月 1 日 |
| 那覇市松尾 2 丁目 2 番 25-4 号 3 階 | |
| 下地内科クリニック | 平成 25 年 12 月 1 日 |
| 那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号 | |

| | |
|---------------------|------------------|
| 医療法人陽心会 辻町若狭クリニック | 平成 25 年 12 月 9 日 |
| 那覇市若狭 3 丁目 5 番 17 号 | |

那覇市告示第 278 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称 開 設 者 | 所 在 地 サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------------------------------------|------------------|
| やすおか薬局 | 那覇市字銘苅 301 番地 8 | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 株式会社クオリエイト | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | |
| さきはら内科 | 那覇市字銘苅 303 番地 ゲイカビルズめかるビル 2 階 | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 崎原 永啓 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | |
| 訪問介護ステーション ケアプラスワン | 那覇市繁多川 1 丁目 17 番 7 号 光陽マンション 1 階 | 平成 25 年 12 月 1 日 |
| 株式会社ケアプラスワン | 訪問介護 介護予防訪問介護 | |
| デイサービス若狭 | 那覇市若狭 3 丁目 5 番 17 号 | 平成 25 年 12 月 1 日 |
| 有限会社ヘルスサポート | 通所介護 介護予防通所介護 | |

| | | |
|-------------|--------------------------|-------------------|
| まつお虹薬局 | 那覇市樋川1丁目4番8号 赤嶺ビル1階 | 平成 25 年 12 月 12 日 |
| 株式会社 沖縄健康企画 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | |

那覇市告示第 279 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称 | | 変更年月日 |
|---------------|--|------------------|
| 変更事項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| デイサービスセンターめかる | | 平成 25 年 11 月 1 日 |
| 名 称 | デイサービスセンターめかる (デイサービスセンター新風) | |
| 所在地 | 那覇市字銘苅 303 番地 メイカルビルめかる 3 階 (那覇市曙 3 丁目 2 番 9 号 あげぼの園 3 階) | |

那覇市告示第 280 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称 | 廃止年月日 |
|-------------------------------|-------------------|
| 所 在 地 | |
| ひまわり薬局 那覇店 | 平成 25 年 10 月 31 日 |
| 那覇市安里 1 丁目 7 番 6 号 玉井飼料ビル 1 階 | |
| ひまわり薬局 天久店 | 平成 25 年 10 月 31 日 |
| 那覇市字天久 910 番地 | |
| 下地内科クリニック | 平成 25 年 11 月 30 日 |
| 那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号 | |

那 覇 市 告 示 第 281 号

平 成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

| 施 術 者 | 施 術 所 名 称 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-------------|--------------------|
| | 施 術 所 所 在 地 | |
| 山 崎 隆 明 | | 平 成 25 年 11 月 22 日 |

那 覇 市 告 示 第 282 号

平 成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

| 施 術 者 | 施 術 所 名 称 | 指 定 年 月 日 |
|---------|------------------------------------|--------------------|
| | 施 術 所 所 在 地 | |
| 皆 川 義 貴 | エスワンスポーツ鍼灸整骨治療院 | 平 成 25 年 11 月 28 日 |
| | 那覇市久茂地 2 丁目 14 番 11 号 新建宅ビル 1 階 | |
| 川 上 将 志 | のうれん整骨院 | 平 成 25 年 12 月 12 日 |
| | 那覇市樋川 2 丁目 10 番 1 号 | |

那 覇 市 告 示 第 283 号

平 成 26 年 1 月 6 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

| 名 称 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|--|------------------|
| 変 更 事 項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| くによし整骨院 | | 平成 25 年 12 月 2 日 |
| 所 在 地 | 那 覇 市 西 1 丁 目 13 番 5 号 1 階 (那 覇 市 西 1 丁 目 13 番 9 号 1 階) | |

公 告

那覇市公告第 367 号

平成 25 年 12 月 9 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・10 号 汀良翁長線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所 9 F)

那覇市公告第 378 号
平成 25 年 12 月 17 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 19 号

平成 25 年 12 月 6 日

掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

| | |
|----------|---|
| 指定（登録）番号 | 第 192 号 |
| 指定工事店名 | 尚栄化工 株式会社 |
| 営業所所在地 | 豊見城市字高安 392 番地 |
| 代表者名 | 平良 昭 |
| 指定の有効期間 | 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 |
| 異動年月日 | 平成 25 年 11 月 28 日 |
| 異動事由 | 商号及び代表者の変更 |

那覇市上下水道局告示第 20 号
平成 25 年 12 月 11 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

| 登録 番号 | 事 業 者 | 事 業 所 の 所 在 地 | 代 表 者 | 指定年月日 |
|----------|-----------|------------------------|-------|----------------------|
| 418 | 株式会社 新生実業 | 那覇市樋川 一丁目 11 番 11 号 | 又吉 優子 | 平成 25 年 11 月 25 日 |